

## おおいた「いただきます！プロジェクト」～お茶碗一膳から考えよう～会則

### (名称)

第1条 当会は、おおいた「いただきます！プロジェクト」～お茶碗一膳から考えよう～と称する。

### (目的)

第2条 当会は、食の安心・安全を実現するために、主としてゲノム編集食品表示義務化条例および種子条例の制定にむけた請願活動を通じて、わたしたちの生活を支えている種子、農作物および生産者を取りまく現実の問題を広く大分県民と共有し、わたしたちが必要としてきた経済的効率性や消費行動をみつめなおし、経済社会の在り方をあらたに考え構築していくことを目的とする。

### (活動)

第3条 当会は前条の目的のもとに、次の各号に定める事項について、広く市民に訴える活動を行う。

- 一 法令制定にむけた請願活動
- 二 議会傍聴
- 三 署名活動
- 四 学習会、上映会の開催
- 五 その他、必要と考える活動

### (会員)

第4条 前条各号に定める事項に賛同する者は会員となることができる。

- 2 会員となるには、運営会議に申し出て、承認を得るものとする。
- 3 会員は、希望する場合、運営会議の承認を得て、幹事となることができる。
- 4 会員は、会の活動に参加し、全体会議に出席することができる。
- 5 会員は、運営会議の決定に基づく運営費を納入しなければならない。
- 6 会員は、いつでも運営会議に申し出て、退会することができる。

### (役員)

第5条 当会に以下の役員をおく。

- 2 共同代表 2名 会を統括する。
- 3 事務局員 5名程度 会の事務にあたる。
- 4 幹事 10名程度 会の運営にあたる。幹事の内、1名を会計監査とする。

### (会議)

第6条 当会の会議は、運営会議と全体会議とする。

- 2 運営会議及び全体会議は、代表が招集し、議長となる。
- 3 運営会議は役員で構成し、全体会議は会員全員で構成する。
- 4 運営会議は、役員を選出、入会及び幹事希望者の承認、並びに、会の活動及び運営に関する事項、運営費等を決定する。
- 5 運営会議は、役員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が決する。
- 6 会長は、必要に応じ、全体会議に会の活動又は運営に関する事項を報告する。

### (会計)

第7条 運営費は、個人会員は年額1000円、団体会員は一口1000円を5口以上とする。納入時期等は運営会議で決める。

- 2 運営会議で会員の中から会計担当者を決める。

おおいた「いただきます！プロジェクト」～お茶碗一膳から考えよう～会則

3 会計監査は、適宜、運営会議に会計報告をする。

附則

第1条 会の事務局を、大分市大字寒田415番地の1グリーンコープ生協おおいた内に置く。

第2条 本会則は、2020年6月1日から施行する。